

平成 31 年度 基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金について 頑張る事業者を応援します

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

■ 公募期間 4月22日(月)～5月13日(月)

■ 対象・申請要件

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	◆A事業及びB事業の要件(以下を1つ以上満たすこと) ・新規性があることとし、単なる既存の事業でないこと ・他への波及効果が高いと認められる事業 ・自社の経営改善、生産性の向上を伴う事業 ・新たな連携による事業で、定着が見込める事業 ・既存事業で、新たな取組を付加した事業 ・町外への発信効果が高い事業 ◆C事業の要件 ・継続性が高い事業と認められること ※申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象としない。 ※各事業とも、同一事業内容での採択は1回に限る。 ※災害等の復旧、修繕等に係る経費でないこと。 ※機械及び器具のうち、中古資産の購入は50万円以下に限る。 ※補助金の交付決定前に支出された経費でないこと。
B事業	販売の創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

■ 補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等	補助率
A事業	事業費の下限 30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限 100万円	
C事業	事業費の下限 10万円 補助金額の上限 200万円	認定農業者等 2/3 以内

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

■ 申込み・問合せ先 産業振興課 ☎92-7945

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のため出張相談も承ります。

まちづくり活動を支援しています

平成 31 年度 まちづくり基金支援団体を募集

町では、まちづくり活動を行う団体を支援するため、補助金を交付しています。平成 30 年度は、22 団体を支援しました。例えば、自閉症スペクトラムに関わる全ての方々への学びによる心のケアや周囲への説明・広報支援活動や町内でこだわりの物づくりをする人達のネットワークを構築し、協力した情報発信や作品の展示活動などです。

■ 対象団体

町民や地域コミュニティ組織又は町民活動団体で、5人以上の会員を有し、まちづくり活動をする又は活動を開始しようとする団体

■ 対象事業

町内で自主的、継続的に行う非営利活動で、地域課題の解決など、住みよいまちづくりや地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業

■ 補助限度額・期間

原則1団体につき 20 万円 (同一の団体による同一事業は3年)
※まちづくり計画に基づく事業と支援期間3年を経過した事業は、別途補助限度額と補助期間を設定しています。

■ 募集期間 4月1日(月)～24日(水)

■ 応募方法

必要書類(申込書、事業計画書、団体の役員名簿、活動内容の説明書類)を郵送又は持参で提出してください。申請書等はまちづくり課で配布するほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

■ 選考方法

応募者による事業内容のプレゼンテーションと提出書類の内容により審査します。(選考は5月中旬を予定)

■ 申込み・問合せ先

まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

家庭用合併処理浄化槽・雨水貯留タンクの設置補助について

家庭用合併処理浄化槽設置補助

合併処理浄化槽は、トイレ、台所、浴槽などから流れる生活排水の汚れを浄化して放流するため、河川の水質改善に極めて有効な施設です。

■ 対象

- ①家庭用の合併処理浄化槽(5～10人槽)を設置される方
- ②補助金交付決定後に着工し、翌年3月10日(火)までに設置完了される方
- ③国庫補助指針及び町が定めた要綱基準に沿って設置される方
- ④公共下水道事業認可区域以外の方(公共下水道事業認可区域とは、数年のうちに下水道が整備される区域のことで、建設課で確認できます。)

■ 補助額 下表のとおり

人槽区分	補助限度額(円)
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	548,000
9人槽	
10人槽	
単独処理浄化槽撤去費用	90,000

雨水貯留タンク設置補助



雨水貯留タンクは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川や水路などへの流出を抑制するとともに、庭木等への散水用水として活用する施設です。

■ 対象

- ①貯留容量が100リットル以上の雨水貯留タンクを町内に設置される方
- ②補助金交付決定後に雨水貯留タンクを購入し、翌年3月10日(火)までに設置完了される方
- ③町が定めた要綱基準に沿って設置される方

■ 補助額 雨水貯留タンク購入費の2分の1以内(上限3万円)

■ 申込み方法

- ・申請書を建設課に提出してください。
- ・申請書は建設課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。
- ・申請には印鑑が必要ですので、持参してください。

■ 受付期間 4月8日(月)から

※先着順。申請が予算額に達した時点で終了します。

■ 申込み・問合せ先 建設課 ☎92-7963